

## 三重県立図書館雑誌スポンサー制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、三重県広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に基づき、三重県立図書館（以下「県立図書館」という。）が実施する雑誌スポンサー制度の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(雑誌スポンサー制度の内容)

第2条 雑誌スポンサー制度は、雑誌表紙カバー等への広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）が購入する雑誌の最新号の表紙カバー等に広告を掲載した上で、県立図書館の利用者の閲覧に供するものである。

なお、広告主は、広告を掲載する雑誌を県立図書館に寄附するものとする。

(広告の対象雑誌)

第3条 県立図書館は、広告を掲載する雑誌を「雑誌スポンサー制度対象雑誌」として提示することとする。

- 2 雑誌スポンサー制度対象雑誌の配架位置は県立図書館が決定する。
- 3 広告主が第1項に規定する雑誌スポンサー制度対象雑誌以外の雑誌への広告掲載を希望する場合は、県立図書館と広告主双方が協議のうえ、解決を図るものとする。

(広告の掲載基準)

第4条 要綱第3条第4項に規定する広告掲載基準については、別紙「三重県立図書館雑誌スポンサー制度広告掲載基準」のとおりとする。

(広告の掲載位置及び規格等)

第5条 要綱第4条に規定する広告の掲載位置及び規格等は別表のとおりとする。

なお、スポンサー情報発信コーナーの場所及びコーナーにおける配布用チラシの配架位置は県立図書館が決定する。

(広告の掲載期間)

第6条 要綱第5条に規定する広告の掲載期間は、原則として、4月1日から翌年3月31日までとし、年度途中で掲載を決定した場合は、掲載を決定した月の翌月からその年度の3月31日までとする。

- 2 掲載期間満了の3ヶ月前までに、県立図書館または広告主いずれからも解約の意思表示がない場合は、自動的に継続するものとし、その後も同様とする。

(広告の募集方法)

第7条 要綱第6条の規定による広告の募集は、原則として県立図書館ホームページに募集要項等を掲載することにより公募するものとする。

- 2 広告の掲載を希望する者は、「三重県立図書館雑誌スポンサー広告掲載申込書兼誓約書（第1号様式）」（以下「申込書」という。）を県立図書館に提出するものとする。

(広告掲載の決定及び承諾)

第8条 県立図書館は、前条の申込書を受理したときは、内容を審査し、広告の掲載を決定する。

- 2 県立図書館は、前項の規定により広告の掲載が決定したときは、「三重県立図書館雑誌スポンサー広告（掲載・不掲載）決定通知書（第2号様式）」により当該申込者に通知する。
- 3 広告主は、県が指定する期限までに、「三重県立図書館雑誌スポンサー広告掲載承諾書（第3号様式）」を県に提出するものとする。

- 4 同一の雑誌スポンサー制度対象雑誌に複数の申込みがあった場合には、要綱第7条に基づき決定する。

(費用負担等)

第9条 広告主は、設置する雑誌代金を県立図書館指定の納入事業者（以下「納入業者」という。）に支払うものとする。

- 2 支払いは、原則年度末までの一括前払いとし、価格変動（消費税額変更を含む）や年度途中における広告取りやめによる追加徴収、返金を行わない。
- 3 振込手数料等、支払いにかかる諸経費は、広告主の負担とする。
- 4 チラシの制作、印刷、県立図書館への配送等は広告主の責任において行い、その費用は広告主の負担とする。
- 5 広告主が提供する雑誌の休刊、臨時増刊など、期間中に生じた不測の事態については、広告主、納入事業者、県立図書館の三者で取扱いを協議する。

(広告内容の変更)

第10条 広告主が広告内容の変更を行う場合、軽微な変更を除き、「三重県立図書館雑誌スポンサー広告変更協議書（第4号様式）」（以下「協議書」という。）を変更希望日の2週間前までに県立図書館に提出する。県立図書館は、その内容を審査し広告内容変更の可否を決定し、第8条第2項に準じて広告主に通知する。

- 2 広告内容の変更は、同一月に一回までとする。

(広告主の責務)

第11条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、県に対して保証するものとする。
- 3 広告主は、第三者から、広告に関連して苦情の申立又は損害を被ったという請求がなされた場合には、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(審査会)

第12条 要綱第11条の規定により、雑誌表紙カバー等への広告掲載や内容変更の可否を審査するため、三重県立図書館雑誌スポンサー審査会（以下「審査会」という。）を設ける。

- 2 審査会は三重県立図書館資料選定委員会の委員をもって構成する。
- 3 審査会の会議は、館長がその議長となる。
- 4 館長に事故があるとき又は館長が欠けたときは、あらかじめ館長の指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 審査会の会議は、館長を含む構成員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 6 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、館長の決するところによる。
- 7 館長は、必要があると認めるときは、審査会に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 8 館長は、審査の参考とするために、健康福祉部少子化対策課、環境生活部人権課及び環境生活部くらし・交通安全課に意見を求めるものとする。

(事務局)

第13条 審査会の事務局は、県立図書館に置く。

(協議)

第 14 条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、県立図書館と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(裁判管轄)

第 15 条 この要領に定める広告掲載に関する訴訟は、津地方裁判所に提訴するものとする。

附則

- 1 この要領は、平成 28 年 11 月 1 日から施行する。
- 2 平成 29 年 3 月 15 日 一部改正
- 3 平成 31 年 4 月 26 日 一部改正

別表 (第 5 条関係)

	掲載位置	規格	内容
1	雑誌最新号表紙カバー	縦 4cm 程度×横 13cm 程度 片面のみ	広告主制作の広告 (カラー可)
2	雑誌最新号裏面カバー	各雑誌の大きさ未満 片面のみ	広告主制作の広告 (カラー可)
3	雑誌最新号書架棚	各雑誌の大きさ以内 片面のみ	広告主制作の広告 (カラー可)
4	スポンサー情報発信コーナー	折り畳みにより A 4 版以内 1 種類のみ 複数枚両面可	広告主制作の配布用 チラシ (カラー可)

### 三重県立図書館雑誌スポンサー広告掲載申込書兼誓約書

年 月 日

三重県立図書館長 あて

住 所  
申込者  
印

（代表者名、所在地を記入・押印）

三重県立図書館雑誌スポンサー制度実施要領の規定に基づき、下記のとおり申込みます。

なお、申込みにあたっては、法令等を順守していること、「三重県広告掲載要綱」、「三重県立図書館雑誌スポンサー制度実施要領」及び「三重県立図書館雑誌スポンサー制度広告掲載基準」の広告掲載基準等を順守すること、並びに、この申込みが事実と相違ないことを誓約します。

この誓約が、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に対して県立図書館が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

#### 1 広告の掲載を希望する雑誌 申込冊数 冊

希望順位	雑 誌 名	出 版 社

#### 2 広告の内容（例：自社のPR広告、自社商品のPR広告等）

#### 3 広告掲載希望期間 年 月 1 日 から 年 3 月 3 1 日 まで

#### 4 添付資料

- (1) 広告図案
- (2) 申込者の活動概要が分かる書類（パンフレットやホームページに掲載している概要等をプリントしたものなど、なければ事業概要説明書）

#### 5 担当者連絡先等

- (1) 担当部署
- (2) 担当者名
- (3) 電話番号
- (4) ファックス番号
- (5) 電子メールアドレス
- (6) ホームページ URL

三重県立図書館雑誌スポンサー広告（掲載・不掲載）決定通知書

年 月 日

様

三重県立図書館長 ○ ○ ○ ○

年 月 日付けで申込みのありました三重県立図書館雑誌スポンサー  
広告の掲載について審査を行ったところ、下記のとおり決定したので通知します。

なお、年 月 日までに「三重県立図書館雑誌スポンサー制度実施要  
領」第8条に基づく「三重県立図書館雑誌スポンサー広告掲載承諾書（第3号様式）」  
を提出してください。

記

1 広告掲載の可否

- (1) 決定事項 掲載可 ・ 掲載不可  
(2) 決定理由

2 掲載決定雑誌

雑 誌 名	出 版 社

3 掲載期間 年 月 1日 から 年 3月 31日 まで

ただし、期間満了の3か月前までに、広告主または三重県立図書館いずれからも書  
面による解約の意思表示がない場合は、自動的に継続するものとし、その後も同様と  
する。

### 三重県立図書館雑誌スポンサー広告掲載承諾書

年 月 日

三重県立図書館長 あて

住 所

広告主

印

（代表者名、所在地を記入・押印）

三重県立図書館雑誌スポンサー制度実施要領第8条の規定に基づき、下記の内容について承諾します。

#### 記

年 月 日付けで決定を受けた三重県雑誌スポンサー広告掲載について、「三重県広告掲載要綱」、「三重県立図書館雑誌スポンサー制度実施要領」及び「三重県立図書館雑誌スポンサー制度広告掲載基準」に定める事項を順守し、三重県立図書館から指示があった場合には誠実に対応します。

#### ○担当者連絡先等

- (1) 担当部署
- (2) 担当者名
- (3) 電話番号
- (4) ファックス番号
- (5) 電子メールアドレス

### 三重県立図書館雑誌スポンサー広告変更協議書

年 月 日

三重県立図書館長 あて

住 所  
広告主  
印

（代表者名、所在地を記入・押印）

三重県立図書館雑誌スポンサー制度実施要領第10条の規定に基づき、下記のとおり変更を協議します。

#### 記

#### 1 広告の変更掲載を希望する雑誌

雑 誌 名	出 版 社

#### 2 広告の変更内容

3 広告変更希望日 年 月 日

4 添付資料  
(広告図案)

#### 5 担当者連絡先等

- (1) 担当部署
- (2) 担当者名
- (3) 電話番号
- (4) ファックス番号
- (5) 電子メールアドレス
- (6) ホームページ URL

## 三重県立図書館雑誌スポンサー制度広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、三重県広告掲載要綱（以下「要綱」という。）第3条第4項に規定する基準として定めるものであり、三重県立図書館（以下「県立図書館」という。）の雑誌等への広告掲載の可否は、この基準に基づき判断を行うものとする。

(業種又は事業者)

第2条 次の業種又は事業者の広告は掲載しない。なお、広告を掲載中であっても、これらに該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)で、風俗営業と規定される業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 消費者金融・高利貸ほか貸金業にかかるもの
- (4) たばこに係るもの
- (5) ギャンブルに係るもの（日本国内において販売される宝くじにかかるものを除く）
- (6) 法律に定めのない医療類似行為を行う者
- (7) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
- (8) 民事再生法又は会社更生法による再生又は再生手続き中の者
- (9) 各種法令等に違反している者
- (10) 県の指名停止措置を受けている者又は県の指名停止要綱に該当する行為を行った者又は不利益処分（違法又は不適法な行為によるものである場合に限る）を受けている者
- (11) 三重県暴力団排除条例（平成22年三重県条例第48号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- (12) その他県立図書館が適切でないと判断するもの

(掲載基準)

第3条 次の各号に該当する広告は、雑誌等に掲載しない。

- (1) 次のいずれかに該当するもの
  - ① 人種、民族、言語、性、職業、心身の障がい、社会的身分による差別など基本的人権の侵害につながる表現又はそのおそれのあるもの
  - ② 法令等で製造、販売等が禁止されている商品、許可等を受けていない商品、粗悪品その他掲載することが不相当と認められる商品、又はサービスを提供するもの
  - ③ 他の者を誹謗し、中傷し又は排斥するもの又はそのおそれのあるもの
  - ④ 県立図書館の広告事業の円滑な運営に支障を来たすもの又はそのおそれのあるもの
  - ⑤ 政治、経済、文化、社会、その他の諸問題に関する意見や主張等を表明し、表現するもの
  - ⑥ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの又はそのおそれのあるもの
  - ⑦ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの又はそのおそれのあるもの
  - ⑧ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるもの又はそのおそれのあるもの
  - ⑨ 懸賞広告等で、景品類の提供を主目的とせず、個人情報収集等を目的とするもの

- ⑩ 広告する商品等とは無関係に裸体姿等によって単に目立たせるもの
  - ⑪ 公共性、社会性の少ない意見広告や掲載することによって自己の売名を図ろうとするもの
  - ⑫ 社会的に不適切なもの
- (2) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
- ① 性的感情を著しく刺激するもの
  - ② 犯罪を著しく誘発するおそれのあるもの
  - ③ 粗暴性、残虐性を著しく助長するもの
  - ④ ギャンブル等を肯定するもの
  - ⑤ 青少年の人体・精神・教育等に有害なもの
- (3) 消費者の利益の確保及び公正な競争の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
- ① 実際よりも、又は競争事業者のものよりも、著しく優良又は有利であると消費者に誤認される表現（誇大広告・不当表示）又はそのおそれのあるもの（合理的な根拠を示す資料がない場合は不当表示とみなす。）
  - ② 射幸心をあおる表現又はそのおそれのあるもの
  - ③ 労働基準法等関係法令に違反した人材募集広告
  - ④ 虚偽の内容を表示するもの
  - ⑤ 法令等で認められていない業種・商法・商品であるもの
  - ⑥ 国家資格等に基づかない者が行う療法等であるもの
  - ⑦ 責任の所在が明確でないもの
  - ⑧ その他、消費者に誤認されるおそれのある表示のもの

(広告表示内容に関する個別の基準)

第4条 県立図書館は広告ごとに、その具体的な内容を検討のうえ広告掲載の可否を判断するものとし、掲載にあたって広告内容の修正・削除等が必要な場合には、広告主に修正・削除等を依頼できるものとする。

なお、広告主は、正当な理由がない限り、修正・削除等に応じなければならない。

2 前項に定めるもののほか、県立図書館が検討し、判断する項目の主なものについては、次のとおりである。

- ① 人材募集広告
  - ア 人材募集に見せかけて、売春等の勧誘やあつ旋の疑いのあるものは認めない。
  - イ 人材募集に見せかけて、商品・材料及び資機材の販売や資金集め等を目的としている、又はその疑いのあるものは認めない。
- ② 学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校等
  - ア 合格率等の実績を掲載する場合は、実績年等も含め表示し、誤認されるおそれのある表示はしないこと。
  - イ 安易さや授業料等の安価さを強調する表現は使用しないこと。
  - ウ 通信教育、講習会、塾、学校その他これらに類する名称を用いたもので、その実体、内容、施設が不明確なものは認めない。
  - エ 外国に本校又は本部のある学校の日本校等で、学校教育法に基づく学校ではないにもかかわらず、その旨表示されていないものは認めない。
- ③ 病院等厚生労働省許認可及び指定施設等
  - 医療法等関係法令の規定により広告できる事項のほか、掲載する具体的な内容については、事前に県所管課等の確認を得たものであること。

- ④ 薬局等の事業者及び医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用具（健康器具、コンタクトレンズ等）等  
掲載する具体的な内容については、事前に県所管課等の確認を得たものであること
- ⑤ 介護保険法に規定するサービス・その他高齢者福祉サービス等  
介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区別し、誤解を招く又はそのおそれのある表現はしないこと。
- ⑥ 有料老人ホーム等  
監督官庁の定めるもののほか、掲載する具体的な内容については、事前に県所管課等の確認を得たものであること。
- ⑦ 不動産事業  
ア 不動産事業者の広告の場合は、名称、所在地、電話番号のほか、認可免許証番号等を明記すること。  
イ 不動産売買や賃貸の広告の場合は、取引様態、物件所在地、面積、建築年月日、価格、賃料、取引条件の有効期限等を明記すること。  
ウ その他監督官庁の定めるものを遵守したものであること。
- ⑧ 金融業  
ア 投資信託、株式投資、保険会社の広告は、法令及び自主規制等によって制約された内容を遵守すること  
イ 投資信託の広告  
配当が確実、絶対安全であるなど、元本が保証されているかのように誤認させる表現はしないこと。また、過去の実績を示して将来の配当を暗示する場合は、「予測に基づくもの」であることを明記しなければならない。  
ウ 外国の債券、信託等の広告は、法令等に抵触せず、実態の明確なものでなければならない。  
エ 保険募集に際して禁止される広告  
将来における利益の配当、又は剰余金の分配についての予想に関する事項は記載することができない。
- ⑨ 旅行業  
ア 登録番号、所在地等を明記すること。  
イ 誇大広告、不当表示に注意すること。
- ⑩ 募金等  
ア 厚生労働大臣又は三重県知事の許可を得たものであること。  
イ 下記の主旨を明確に表示すること。  
「〇〇募金は、厚生労働大臣（三重県知事）の許可を受けた募金活動です。」
- ⑪ 割賦販売に関すること  
ア 原則として前払式特定取引以外は商品の先渡し方式しか掲載しない。  
イ 利率の表示等、表示が必要な事項については、別に定めるところによる。
- ⑫ その他、表示について注意すること  
ア 割引価格の表示  
割引価格を表示する場合、対象となる元の価格の根拠を明示すること。また、原則としてメーカー名、ブランド名、型、販売期間等を表示すること。  
イ 比較広告  
主張する内容が客観的に実証されているものであり、その根拠となる資料等を明示すること。また、自己の優位性を誇示し、他者の商品等を中傷、誹謗等する表現でないこと。

- ウ 無料で参加・体験できるもの  
費用がかかる場合は、その旨明示すること。
  - エ 他者の肖像権・著作権等  
無断使用でないことを、あらかじめ確認すること。
  - オ アルコール飲料  
未成年者の飲酒禁止の文言を明確に表示し、かつ飲酒を誘発するような表現でないこと。
  - カ 事実でないのに県立図書館が広告主を支持、又はその商品やサービス等を推奨、あるいは保証していると誤認、又は誤認されるおそれのないこと。
- ⑬ 以上のほか、県立図書館が不相当と認めたもの。

#### 附則

この基準は、平成28年11月1日から適用する。